

第 15 回 奈良県税制調査会 議事録

- 1 開催日時 平成30年2月20日(火) 午後2時30分～午後4時00分
- 2 開催場所 奈良県庁5階 第一応接室
- 3 出席者 委員：林座長、上村委員、佐藤委員、鈴木委員、
竹本委員、下山委員
県 長：荒井知事、村井副知事、一松副知事、
石井総務部次長、馬場農林部次長
事務局：野村税務課長
- 4 議 題 ■平成30年度税制改正について
①地方消費税の清算基準の見直しについて
②森林環境税(仮称)について
③地方税源の偏在是正について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 議事内容

■開会・知事挨拶

<野村税務課長>

それではこれより第15回奈良県税制調査会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ委員の皆様には本税制調査会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます税務課の野村と申します。よろしくお願ひいたします。開会の前に新委員のご紹介をさせていただきます。下山 奈良県立大学地域創造学部准教授でございます。よろしくお願ひいたします。

<下山委員>

よろしくお願ひいたします。

<野村税務課長>

ありがとうございました。なお本日、横山委員はご欠席でございます。それでは早速会議を進めてまいります。まず始めに荒井知事から開会のご挨拶を申し上げます。

<荒井知事>

会議の時間は限られていますので、簡単に御礼申し上げたいと思います。この奈良県税制調査会が発足いたしまして、色々レベルの高い議論を重ねていただきまして本当にありがとうございます。昨年は地方消費税の清算基準で奈良県税制調査会の報告書をいただい

て、それを元に知事会等にアピールをしまいいりました。そのおかげもあったと思いますが、地方消費税の清算基準が抜本的に改正されたものでございます。奈良県の税制のみならず、日本の税制、特に地方税制の在り方というのを憲法論議の中で課税権という議論がちょっと進んでいるような気がして、ちょっと勉強をしないとイケないかなと思っておりますが、また幅広く議論賜ればと思います。本日もお忙しい中、いつも佐藤さん東京から来ていただきまして申し訳ございませんが、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

<野村税務課長>

ありがとうございます。本日の調査会は奈良県税制調査会傍聴要領に基づきまして公開で行います。よろしく願いいたします。傍聴者の方々にお願いをいたします。奈良県税制調査会傍聴要領に基づきまして会議中は静粛に傍聴をお願いいたします。写真撮影・録画・録音等は行わないようお願いいたします。非公開となる議題の審議に入る場合がございます。その際は会場外に退出いただくことがありますので、何卒よろしくお願いいたします。それではただいまから議事に入らせていただきます。座長につきましては林委員をお願いをしております。では林座長、議事の進行よろしくお願いいたします。

<林座長>

それではよろしくお願いいたします。早速ですけれど議事の方に入ってまいりたいと思います。約1年ぶりで今年に入って1回目ということで、今年もよろしくお願いいたします。1年ぶりの税制調査会ですけれども、本日の議題は平成30年度の税制改正を踏まえた議論ということで、お願いしたいということで議事の次第の方に3点挙げてありますが、地方消費税の清算基準の見直しについてということ、それから森林環境税（仮称）について、それから3つ目が地方税源の偏在是正についてということになっております。この順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、まず1つ目の議題につきまして事務局の方から地方消費税の清算基準の見直しについて、改正の概要等についての説明をお願いいたします。

①地方消費税の清算基準の見直しについて

<一松副知事>

それでは私の方から地方消費税の清算基準の見直しについてご説明申し上げたいと思います。

——資料により説明——

<林座長>

はい、ありがとうございます。それではこの見直しにあたって総務省の方で検討会がありまして、その検討会の方の委員でもあります上村委員の方からちょっとその様子も含めてお話いただきたいと思っております。

<上村委員>

はい、関西学院の上村です。昨年、総務省の地方消費税に関する検討会の委員でありました。委員で研究会に関わっていた中で思ったことは、総務省の方々は奈良県の主張を非常に理解されておりました。結果的には偏在是正と見えるわけですが、より正しい統計で

きっちり配分をしようというロジックに基づいて奈良県は主張していたわけで、そういう意味では非常にロジカルな主張だったわけです。その点は研究会の時に説得的だったし、あと総務省の官僚の方々も奈良県の実情は非常に筋が通っているという感触を持っていたと思います。百貨店や量販店の持ち帰り消費やインバウンド消費はやはり大都市圏に偏っていますし、あとは本社一括計上という統計上の非常に避けられないリスクも起こっています。非課税消費の問題もあります。そういう統計上の問題を是正する改革は必要だったのではないかと思います。それと、従業者数をゼロにしたというのは、大きな決断だったと思います。総務省の検討会の中でもその部分は残そうかという動きはありましたが、これは非常に大きな決断を総務省の検討会でやったというように思います。あともう1つはやはりカバー率をかなり下げられたということです。奈良県としてはもう少し下げたいと言っていたのですが、ただ75から50というのはやはりギリギリの決断だったのではないかなと思います。今後の課題ですが、これで終わったのかというところでもなくて、実際のところ議論できなかったことは、今後来年10月以降消費税は複数税率化になるかもしれないということで、複数税率化になった時の地方消費税のいわゆる清算基準のあり方というのは実際のところ全く議論出来てないです。なので、そういうものについてどういう制度体系になっていくのか、奈良県の税収はどうなっていくのかについては、引き続き検討の余地があるかなと思います。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。そうしましたら最後の時間が限られているのですけれど、少しそれぞれのテーマについて意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構です。感想なりご意見なり、あるいは今後の方向性なりを示唆するご意見があれば含めてお願いします。

<佐藤委員>

まさに配分基準についての見直しは今、上村先生がご指摘のとおり非常にロジカルに進めたのは良かったんだと思いますが、私は質問というかコメントはむしろ5ページの方のその使い方です。なぜそれを聞くかということ、基本的に今回の増収分はという狙いの1つに地方債発行の抑制とか財政力の向上、いわゆる財政基盤の強化というのがありますので、集めたお金全部使ってしまうとか、かえって財政膨張させると後々困ることになるので。逆にこういう県の取組というのは耐震化とか空調設置は一時的な物だと思うのですけれども、これ基本的には目的税ではないのですよね。ただ毎年単なる増収分だと、毎年ちゃんと査定をして基本的には普通に予算の中で措置していくという理解でよろしいんですよね。

<一松副知事>

はい、お答え申し上げます。36.7億円の内、県の増収というのは18.4億円なんですけどその中で基準財政収入に算入されない留保財源として2.7億円の増。その2.7億円の増につきましてはきちっと県民に還元しようということでございます。当然、財源と歳出が見合うようにさせていただいているわけですが、その中で、全ての県立高校に空調を整備する、高校の耐震化を速やかに実施する、私立高校の授業料に対する支援について拡充する。先生ご承知のように12月8日に国の方で新しい政策パッケージが出ましてそこで国費の方でかなり私立の高校の授業料の無償化には支援が出ますのでそうした財源も活用させていただくと、その範囲内でこの基本的には①・②・③ができると、今申し上げた2.7億

円の範囲内で眺めてみたところバランス、歳入と歳出がバランスするという事で財源確保されたということでこの①から③の政策を行わせていただくということでございます。

<林座長>

はい、ありがとうございます。今の意見はそれでよろしいですか。

<佐藤委員>

単に何で気になるかという、事業の予算の平成30年度は21億円だったので、これはだから全体、事業全体が21億円、その中の2.7億円を立てたという。あとは補助金とか通常の財源とか、そういう理解で。

<一松副知事>

そういう理解で結構でございます、はい。

<林座長>

今の使い道の議論も当然非常に重要な議論だと思いますけれども、鈴木先生何か。

<鈴木委員>

今回清算基準の見直しで奈良県として税収増えて良かったということで、我々も議論しある程度主張が通ったということは良かったと思いますけれども、ただやっぱりこの定義も完璧ではないと思っているんですよね。統計カバー率も50だけれど、医療福祉のところを全部除くのはどうかと、要するに非課税品目と言っても税は乗っかってくるので、それが地元の人が消費しているとなると、非課税品目を全て統計から排除してしまっているのかなとかですね。あと人口基準も荒っぽいので、やはり最終需要に合わせて清算基準、最終需要を特定ができるような清算基準にしなきゃいけないと思います。需要側の要因が全然入っていないので、人口で荒っぽく算定してしまうということになっていますので、元々1人当たりの消費が大きいところは今回の基準改定で損するところも出てしまいますよね。だから、今回大都市周辺の奈良県も含めた、あと関東の方だと神奈川とか千葉とか、そこらへんの県と東京または大阪とのその歪みは調整されたのだけど、国全体で考えた時にはまた別の歪みが生じてしまったので、今後ここで留まるのかどうかちょっと分からない感じがしますね。奈良県としては、もし今後例えば人口でなくて需要の要因で清算基準をこうやってくれという議論が出てきた時には何か多少折れても、もしかしていいのかもしれないですね。むしろ今後出てくる地方法人税の方が歪んでいますので、どちらをとるかという場合には考えどころがあるのかなという気はしています。感想です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。竹本先生。

<竹本委員>

はい、配分基準に関して問題が多かったと私も感じていましたので、今回のことは非常に良い方向に向かったのかなと考えています。今後更なる配分基準の見直しとかもあるのですが、より長いことを考えた時に、10パーセントへの消費税率の引き上げまでは話が決まっていると思うのですが、その先恐らく税率が上がっていく時に地方消費税の税率分がどうなるのかということに関してそろそろ議論を始めても良いのかなと思います。と

というのは 3 番目の方の地方法人税のことにかかってくると思うのですけれど、やはり私は地方の税金としてこの消費税が一番適した税金だと思っておりますので、まだまだちょっと今の税率では少ないですから、少しこれを増やしていけたらなというふうに考えております。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。下山先生。急に、今までのこの中での議論はなしにですけども。

<下山委員>

まず、私は昨年の議論がわからないのであれですけども、基本的には清算基準が必ずしも消費体系を表していなかったもので、それが少しでも改善されたという意味で評価したいと思っております。先ほどの竹本委員の地方に適しているというのはあるのですけれども、適しているというのは地方の消費に見合った分に配当されない限りは適さないもので、それが改善されたということは非常に良かったと思います。私も鈴木委員のご指摘と近いところがあって、人口基準の 50 パーセントというのは恐らく今後様々な検討が加えられる恐れが高いと、奈良の現状を見てももう少しロジカルにやる部分というのはもう少し更に検討していくほうがより説得力が増すかなというふうに思っております。特に人口でもいわゆる労働者世帯と退職者世帯の 1 家族では使う額が違うわけであって、そういうふうにと考えると人口問題だけなのかどうかという点、また追々望ましい需要体系というのを考えなければいけないのかなというふうに感じた次第でございます。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<上村委員>

今、鈴木委員に言われたデータの件ですが、検討会でも結構議論をやりまして、結果的には使えなかったという判断をしました。要は、需要側のデータというのは、例えば全国消費実態調査とかはあるわけですけど、サンプル調査になっているというのが総務省の見解です。都道府県単位でやってしまうとかなりサンプル数が限られていると、それを使って配分するのは非常に困難だろうというのが今のところの見解です。あともう 1 つ、検討会にあがったのは県民経済計算です。要は SNA ですが、こちら県単位で計算方法が違います。例えば内閣府の方で計算方法を統一化し、内閣府で県民計算を作るといような体制を整えれば、ひょっとすると最終消費を使って配分することが可能かもしれません。でも現状はまだちょっと使えないということで使用を見送ったということになっています。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。私から 1 つ。検討会でサービスのところで要するに付加価値税で消費型の付加価値税で、その原産地主義とか仕向け地主義とかで。例えばヨーロッパの付加価値税というのは当然日本人でも向こうで飲み食いすれば向こうに税金を落としてくるわけで、あるいは電車に乗るとかですね。そこらあたりの仕向地原則の絡みでこの部分は仕向地ではなくて向こうだろうとか、あるいは持って帰る物は日本人が向こうで払わないとかですね、いわゆるそこで消費する分の消費分についての議論は出ているの

ですか。

<上村委員>

その場の消費はその税収だろうという、こういう整理だと思うんですよね。ただ持ち帰った物については違うだろうというような整理だと思うんですけど、明確にその辺の話が出てはいなかったと。

<林座長>

例えばインバウンドで海外から来た人が東京や大阪で飲み食いした分を、それを人口で割るのかというと別に僕は都会の味方をするわけではないのですけれど、そこについては色んな意見がまた出てくるのかなと。そこはやっぱり議論は。

<上村委員>

あるかなと思います。

<鈴木委員>

質問ですけど、3 ページのところではこれ商業統計から除外する統計データのところで店ごとの、我々は品目ベースで議論したわけですけど、店ごとに統計から除外することになったのはどうしてですか。

<上村委員>

店ごとってというのは。

<佐藤委員>

店舗型。何を売っているかではなくて誰が売っているかで。

<鈴木委員>

そうです。

<佐藤委員>

これ統計がそうになっているから。

<鈴木委員>

統計の限界ですかね。

<上村委員>

それもあります。

<一松副知事>

1 つは私の知っている限りはやはり業態毎にきっちりヒアリングされてやっていかれたので、結果として店舗形態になっているというのが 1 つ。ここはちょっと若干の邪推は入りますけれども、今後商業販売統計の頻度が毎年調査になりまして、統計が粗くなって使えなくなるということが今後出てくると思うのですが、それに備えるとしたら店舗形態ごとのどうも調査は存続しますので、品目ごとの除外は避けたのではないかと思います。

ただ一方で医療用医薬品小売みたいな除外もありますので断定は避けたいと思います。少し先ほどの説明で足りない点がありましたので、5ページの資料ですけれども、先ほど佐藤先生からご指摘があった点について補足申し上げます。地方消費税の増収分は一般財源でいくら増えたかとなります。他方、ここで県の取組として書かせていただいている予算額は特定財源分も入っている。それから消費税の一般財源の増を使って例えば私立高校の授業料に対する支援を拡充した場合も、この資料においては増額分だけでなく根っこからの予算額が入っているというそういう違いもあることを一応補足させていただきます。

<上村委員>

はい、すみません、今、副知事が言われたように、統計改革で頻度が落ちるものが出てくるんですね。それについては統計のユーザー側として総務省は、経産省に対し、頻度を上げて欲しいという要望はするということに言っていました。本当にそうなるかどうかはちょっとわかりません。

<林座長>

ずっと国の行革の流れの中で随分統計の年数が開いたりしてますけどね。委員の皆さんから意見をいただいたのですけれども、県の今の税について、地方消費税についてご発言等あればご自由にいただきたい。

<荒井知事>

色々ありがとうございました。それで今の上村先生が言われた、各論みたいな消費の場所、インバウンドの消費の場所。食堂でやると百貨店で食べると人口になって、食堂で食べるとそのまま販売統計に入るとこういう違いがおかしいじゃないかという理屈もあるのですけれども、先ほどの場所で捕まえるか品目で捕まえるかっていうその場所で捕まえる方が統計の把握が全体としてとにかく数字の把握はしやすい。これ結局消費の場所を特定するのに需要統計というのはもう全然薄くなっているんで、その代替指標を探すとどちらが良いかというレベルの話だから、どちらか良い方にするしかない。今よりは確実に良いことは間違いないということでもありますので、ロジックはもう完璧にはもちろんならないということであるような印象を改めて受けました。今後、私の感じですが販売統計が、需要の統計がいくら精緻になってもこの消費税の消費地を特定するまで、ものすごくコストがかかっていかないのではないかなと、またそこまでするコスト次第ですけれどもする必要はないんじゃないかなと、すごいデバイスが発見されたら別ですけれども、ちょっと消費税の地方消費税だから現地の、国内の現地の把握というのは難しいのではないかなと感じはずっと思っています。それを色んな知恵で人口以上に代替があれば良いのですけれども、多少補正があるかもしれませんという感じがします。今後はまた統計の需要データの発展、デベロップメントを見ないといけないかなという感じが、何よりもこの気が済むか、理屈がそのほうがいいなというふうに思えるかどうかという点で、今までの把握の仕方、販売統計から随分人口が代替は代替に過ぎないわけですけれども、踏み出していただいたのはやっぱりすっきり感があるなという感じがいたします。それと、この用途は地方消費税ですからどのように使ってもということはないが、市町村に半分配分が行きますね。市町村は如実にそこがあるのでとても喜んでいただいていますね。そのどのように使うかはそれぞれが市町村で違うわけですけれども、そこがわずかであっても上がるのはとても喜んでいただいていると。それこそ地方の税金、まあもとから言えば税源移譲の対象になって偏在が少ないからっていうので税源移譲の対象になっていたこともある税目ですけれ

ども、よく考えてみるとそれで税源移譲の不公平が出るんじゃないかというように思ってきましたけれども、だいぶ是正が進んでいるように思います。更なる精緻化発展というのはやはり地方消費税の堅持というのは総務省基本的にありますので、5割というのはそういう意味で5割、地方消費税を5割で止めたというのは販売、人口よりも販売の方がいいのかと物によりますけれども、必ずしもそうでないけれども相当ふんばった作業をされたという印象があります。これから地方消費税は地方の税源として大きな物になってきますので、なりつつありますのでやっぱり納得感というのが、税率が今後どのくらい上がってもですね、納得感をちょっと回復する努力をしたというのは大変地方にとっては有り難いように思います。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。またひょっとしたら後で偏在のところでも少し議論になるかもしれませんが、時間のことばかり申し上げて恐縮ですが時間のこともありますので、次に森林環境税、2つ目のですね、移りたいと思います。まずは一松副知事からですかね、よろしくお願いします。

②森林環境税（仮称）について

<一松副知事>

——資料により説明——

<林座長>

はい、ありがとうございます。この点についてはですね、これもたまたま私が総務省の方の検討会に入りましたので、ちょっとそこでの動きをご紹介しておきたいと思います。スタートは29年度の税制改正大綱にこういう、もともと吸収森林、吸収税、環境のことを割とっている形の物が書かれておまして、その中に住民税の均等割等を用いてみたい話があってですね、そこを受けて検討会になりました。それで、そもそも論から割と細かい話から色んな議論が出ました。そもそも論のところでは、これは私申し上げたのですけれども、奈良県の調査事業でいくつかの府県を回って、超過課税を入れる時の苦労話をいっぱい聞いていたので、超過課税が本当にこういうことに必要なんだということをすごく説明しながら、各県は進めて導入してきたことを考えると、新税の必要性についてもうちょっと説明があるんじゃないかということは議論としてはありました。先ほどの6ページにあるように、森林関連法令の見直しというので市町村自らが森林管理を行う新たな制度が創設されるということで、市町村が森林行政をこれから中心的に担って行くんだという法改正があって、それに対応する為の財源がないということが1つの導入根拠だったのかなというふうに思います。それで最終的には検討会で報告書、消費税の方も報告書って出ているのですかね。

<上村委員>

出ています。

<林座長>

出ていますね。報告書の形で最終まとめをしているのですけれども、今申し上げたように使途ですね、使途についてはちょうど議論している時に九州で大雨のことがあって、や

やっぱりこういうことを見たら森林を守ろうというのが、むしろ説得力が出ますよねという話はしていたんですけど。使途については、狭い意味での森林整備そのものと、超過課税で愛知県なんかはそうだったんですけども都市部の人に理解をしてもらう為には、やっぱり都市圏で環境の教育だとか、木造の建物を作るだとかということが必要じゃないかという意見もありました。そういう議論で検討会として何かこれに絞るという答えを出したわけではなくって、報告書の中ではこういう色んな意見があったのでここはちゃんと考えるべきですという話になっています。それから報告書の中でここはきちんと精査して決めて行ってくださいという部分については、譲与基準ですね。どうやって都道府県、地域ごとに配分するのかという話。それから譲与にあたって都道府県と市町村の配分。知事会の方からも一定額の都道府県への財源の配分は必要だという声がありつつ、町村長会の方からは市町村に直にという話で、別に取り合いをしているわけではないのですけれどそこらをどういう形で都道府県と市町村に割り振るのかということについても、これも十分に検討が必要だという話。それから今も最後に副知事の方からもありましたけれども、県の超過課税を現実に行っているところで、やっぱりそれぞれ目的も違っていたりするところがあって、そことのすみ分けはどうするのかきちんと調整を図ってくださいというような形の報告書になっていました。それから検討会の中ではさっきの使途に関連して、超過課税の場合はやっぱりこういうことに使ったとかっていうことは事後的にでも明確にしていって、枠組みをそれぞれの県が持っているという中で、やっぱり一旦財源があるとその財源があるからこれ何に使おうという話にやっぱりなるのではないかとということで、時限立法ではないのですけれども何年かに一度、県ごとであってもこういう森林、林野行政こういうことに使ったということもきちんと明確にしていっていいのではないかと、これは検討会の中でも何名かの委員の方がそういう意見をおっしゃっていました。最終的にはここにあるように 36 年度からということで、法律の方は 31 年度からなのでいきなり交付税及び譲与税配付金特別会計でその分は借り入れる形でスタートする、これが与党の税制調査会からはそういう形で行っているということですね。あと細かいのはこれ国税なので、均等割住民税は地域ごとの生活保護基準によって非課税限度額が市町村によって若干違うけれども、そこは良いのかという話も出ました。というので、かなり多くの点で、こういうことはちゃんと考えてくださいよという形で行った報告書になっていて、これを受けた形で与党税調の議案が出ているという状況です。この点についても、また委員の皆さんからご意見・ご感想等をいただけたらと思います。

<佐藤委員>

税の専門家としてこういう税ってちょっと気持ち悪いんですよ、本当は。何故かというとこれは政府税制調査会の中では全く議論されていない、つまり他の税との見合いを全く議論されていないんですよ。一見なんか目的税なので良さげに見えるのですけれども、実際は先ほどもご指摘があったとおり結局税金があるから使っちゃえとか、ぶっちゃけ言うと財務省の厳しい査定を通りたくないから自分達で自前の税金取りましたというのが本音ベースだろうというふうに言われちゃうんですよ。だから、これ実際同じことが出国税がそうですよね。あちらは観光庁が上手くやりましたよね。だからこういうのが出てくるのはちょっとよくないかなというのが、これは税の専門家としての知見です。ただもう入れると決まっちゃったので、奈良県としてどうするのかという時に 2 つの問題があって、1 つは税としての問題。それはやっぱり既に今、奈良県で森林環境税やっていますのでじゃあこれを期限が来た時にはもう延長しないのかというのが 1 つと、ただそれも実はちょっと違うんですよ、仕組みが、法人を含めているので実は。なので実は法人もカ

パーしているという意味においては、金額が 500 円なんて低いんですけど課税ベースが幅広なんですよね。だからこれを仮に維持するというのであれば、例えばこれ超過課税なので割り切つて言えば奈良県の森林環境税は新税ではなく超過課税ですと、単に超過課税なので用途を変えることは可能、防災目的であるとか町の振興である、地域振興であるとか目的を変えて使うのか、あるいはある意味、国の森林環境税に上乘せする形で事業にあてるのかと、ここはちょっと選択肢かなと思います。超過課税だというふうに考えるといくつかの用途を変えるというのは 1 つの選択肢だとは思いますが。それからより私がやっぱり気になるのは、森林行政に対する「アプリケーション」でやっぱりある意味新しいお金がジャブジャブ市町村に流れて行くので、そうやってこれちゃんと管理運営できますかという問題と、やっぱりせっきゃく奈良モデルというか県がこれまでずっと市町村と連携して、森林保全とかをやられてきているということを考えてこの連携を壊すのはやはりまずい、分断させるのはまずいだろうと思いますね。だから、奈良県は最後にやっているようにこういう森林環境管理制度みたいな、これは一種の広域行政みたいな形。市町村をカバーして、理想的に言えばその中に資金プールして奈良県の森林環境税も含めて皆で資金プールして戦略的に奈良県全体の森林保全であるとか、こういったものに使いましょうよというのだったらこれはちょっとある意味ポジティブに捉えることもできると思うし、そうではなくそれぞれの市町村がバラバラにやりますということになると、これまでの協調が崩れてしまうのでそれはそれでまた無駄使いにもつながるし、各自治体で規模が小さくて人材育成なんか出来っこないの、逆に事業の効果もかなり限られてくるかなと思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<上村委員>

私も佐藤委員と同じように、これは違和感のある税だと思います。佐藤委員が言われていないことですが、当面は譲与税特会によって借り入れを行い配分するという事です。これは国全体として借金が増えるので財政上は良くないです。あともう 1 つ、譲与基準に人口が入っているわけですが、森林がない都市部にも税収が行く可能性があるの、そこは問題かなと思います。とはいえ、これはもう国で決まったことなので、それを前提に奈良県はどうするのかというところが、話としては非常に大事で、最後の 12 ページの新たな森林環境管理制度の構築というのは、私は非常に良い話かなと思います。やはり市と他の県との協同の中でこの議論をしていくことだと思います。その中で事業をきっちりモニタリングしていく必要があるのかなと思います。神奈川県は森林環境、水源環境保全税ですが、用途事業について相当細かいモニタリングの仕組みを入れていますので、そういった仕組みも奈良県の中で入れていく必要があると思います。要は、事業が上手くいっているのかをチェックしないといけない。あと、国と県とかがやっている森林の事業がどうもダブっているところがあるので、国の林野庁が持っている事業を分権化していかないといけないのではないかと考えています。基本的には地方自治体に税収を渡すということが前提になっているので、事業自体もちょっと分権化していくことは必要なのかなと。私は行革の仕事で林野庁の事業とかを見たりするのですが、あんまり良くないです。

なのできちんと分権化してやるということがいいかなと思います。以上です。

<鈴木委員>

この税、森林環境税自体はちょっと首をひねるところもあっても、それは先ほどから各

委員がおっしゃてることなので繰り返しませんけれど、やっぱり配分基準のところでは人口が30パーセントというのは、さっきの地方消費税の話とも絡んできて、この調子で行くとどんな税が入っても人口基準が30パーセントから50パーセントで入ってくると、税目が全部違うのだけれど、結局人口で配分されることになる。何だかよくわからなくなってくるので、やっぱり本来ならば森林環境税を作るのであったなら、それにふさわしい基準というのをもう少し頭をひねって考えてくれないと思います。私有林の人工林面積はいいですけど、だから半分はいいのかもしれないけれども、残り半分のところは特に人口のところは問題がありますね。もちろん国の作った話なので、ここで話してもしょうがないのかもしれないけれども、それが奈良県にも問題を引き起こすだろうと思います。それは、市町村が運営主体になったということと相まって、今まで森林がなくてあまり森林環境について考えてないところにお金が行くということですね。非常に森林環境の管理の運営自体がやりにくくなるのではないかなと思いますので、そこをどうやって克服していくかというのが重要になる。それで12ページのところで、森林環境管理制度の構築についてとありますけれど、こういうのをしっかりやっていくのが良いと思います。市町村との協力をどうやっていくのか、ここは県庁の腕の見せ所なんだろうと思うんですけど、無駄のないような形でいかにやっていくか。需要側からのアプローチがいいのかなと思うんですよ。これくらいやっぱり必要であると。市町村と協力して、金額を積み上げていって最終的に県の超過課税の方を考えていくというのが筋としては良いのかなというふうに思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<竹本委員>

私も鈴木委員がおっしゃったように、今後の用途をどういうふうに見積もっていくかというところが非常に重要で、やはりそこをしっかりとしないと今後その超過課税の分がおかしいという話になるのかなと思います。その時に10ページにあるような重複しているからそうじゃないのを一生懸命探す必要は必ずしもなくて、やはり重複していても、例えば放置林とか間伐とかの需要量が多くて新しい譲与税では間に合わないということであれば、そのところは合わせてやってもいいのかなというふうに思います。その際に12ページの4つの内のやはりこれからは上ではなくて下3つの防災ですとか生物多様性、こういったところに要する、営利にならないので当然税金でやっていくことが中心になるような事業が今後は重要になってくるだろうと思います。ですので、そういったことを見て将来の必要な事業量を見積もって行けば、今度の譲与税だけで上手く事業が行けるのは難しいのかなというふうな感じがします。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<下山委員>

多くの委員の先生がおっしゃられたのであれなんですけれど、基本的にはどれだけ必要なのかなという、今の現状の森林環境税自体も3億6千万円で十分なのかどうなのかという話にもなってくるかなというふうな気がします。10ページの試算によりますと県の配分自体は1億2千万円程度まで落ちるわけですので、必要であれば当然場合によっては上乘せしておかなければならないし、無いのであればそれは当然考えるべきではないのかなと

思います。ただ、いずれにしろ大事になってくるのは市町村という単位では森林行政を考えた上で十分ではないということをちゃんと明確にこの新しい管理制度で逆にしていくべきであり、その合意形成がどうしても大事になってくると思います。また水域、水のことまで考えますと三重・和歌山と同時に京都もそうですし、場合によっては大阪も含めてかもしれませんけれども川上・川下含めた意味での関係性もひょっとしたら関係することかもしれませんので、奈良は去年ですか台風被害が出ましたのでそういう意味では環境保全、防災は非常に大事な視点になってくるかなというふうには思っております。

<林座長>

はい、ありがとうございます。1つ言い忘れたんですけれども、検討会で森林の広さのデータが正確にはわからないらしいんですけど、その内これくらいが放置林だというような話が出ていて、じゃあそれに応じた配分の方が良いと私は思っていたのですが。配分基準としての人口はどういう意味を持つのかという話になってしまいます。その辺はやはりさっき言われた防災とかっていう意味で、国土を守ることが、奈良県は海が無いわけですけど海側の都道府県みんなにとってプラスなんだということで、そこにちゃんとお金が行くというシステムを奈良で構築できたらなというふうには思います。

<荒井知事>

税の成り立ちはともかくとして、使途とりわけ市町村の事業執行についての懸念があります。同じように思います。市町村がこれ 9 割持って何に使うのかということ、市町村ごとの交付要綱、これ補助金じゃないから交付要綱で勝手に、目的税だったらこのようにほんわかとした使途であれば、交付要綱でこのように使いましたと言えば済んでしまうのではないかというふうにもまず行政的には心配します。その時に地元の市町村長さんが喜んでるんですよ。何で喜んでるんだとひやかすんですけども、森林組合の仕事がはかどらないのに給料だけ上げるわけではないだろうなとこうひやかすのです。あまり返事がない。それを事業が効率化、事業が進捗しないで森林組合、高齢化した森林組合員の手当だけ、厚生費だけ上がるということにはならないか。それは非常に熱望されているような気配、そうなんだとおっしゃらないですけど感じはするのですよね。すると効率的な目的にあった事業遂行ということは何を K P I でメルクマールにするのかっていうの、しかしこれは県の事業じゃないから市町村がこれでやっていますといえば済むような感じなので先ほどの心配はそういう点に、全国的にもそういうような事業遂行の意味というのは高齢化、疲弊した森林組合のおやつだと思う人もいたかもしれないけれど、それではちょっと身も蓋もないというような、はっきりとそんな心配も含めてしております。それをさてどのようにするかというのは。

<林座長>

そこは高齢化して、なり手が少なくなっている人材の育成につながって行って、森林整備の事業に従事する人がそれこそ増えたよという話が結びついてくれば、またそれはそれで効果なのかなと思うんですけど。

<荒井知事>

事業の使途の具体的なメニューが出てくるともう少し見えてくるのかという感じはします。今はそんなに、今現存の高齢者の手当だけに使わないよと牽制しているっていうのは。もう 1 つは、県としては森林環境管理制度というのはスイスの管理制度ですばらしい

ところはあるのですけれども、このような管理制度にするのいわゆる森林組合との事業とバッティングする可能性があるんですね。だからその事業の遂行が県有林にして県有林事業で遂行するといった、特に放置林はそのようなことが出来るのかどうかというような放置林の管理を既存の地区の森林組合に任せていますよというだけでは、公有林化して事業を進めるとか、その公有林化がある村のだけでなしに広域で公有林化して広域連合で使う、県も応援するといったような事業遂行の仕組みを県が参画する形で出来るかどうかというのは1つの検討対象であります。これは市町村が受けなければ中々、いやうちは森林組合がちゃんとしていますからと言われてしまいそうな気もするものですから、この森林環境管理制度の実行の構築というのは、今年勉強しますけれど大きな県の課題。この使途は上手く使途を森林環境管理だけでは足りないような事業になりそうでありますけれど、一般財源が入るといふことにもなりそうですけれど、それでなしにこれは県がこういうことの事業をフォレスタ―養成とか、フォレストアカデミーということが出来たら、これは素晴らしいことだなとは思っております。各県、和歌山・三重とはこういう共通の条例を作りませんかと呼びかけたり、山の多い県のふるさと知事ネットワークでもこういうことで協働しませんかということ呼びかけていますが、このような仕組みは日本にまだありませんのでスイスの例を参考にして、仕組みを作れるかどうかと大きなことであります。相当革新的な制度なのでこれから調整とか検討を深めるとか色んなことしないといけないというような感じです。お金があれば解決するという話でもない面もあるし、しかし一方お金があれば助かる面があるということも確かですので、先ほどの市町村理論も県のこういう奈良県の新管理制度のチャレンジというのはちょっと見物になるかなと、ちゃんと上手く出来たらいいのにと考えています。

<林座長>

はい、ありがとうございます。多分、林野庁とか今超過課税を持っていない県とかからまた奈良県には色々教えてくださいという需要が来ると思いますけどね。

そうしましたら、3つ目の議題であります地方税源の偏在是正に移りたいと思います。平成30年度税制改正大綱の中でも書かれているということで、これまた副知事からお願いします。

③地方税源の偏在是正について

<一松副知事>

——資料説明——

<林座長>

はい、ありがとうございます。今の偏在是正についてのご説明ですけれども、これについても各委員から、ちょっと順番を下山さんから、いつも最後で言うことなくなってしまうので。

<下山委員>

基本的には偏在是正というのは非常に重要な問題であり、奈良県の法人関係税収の都道府県ベースの差というのは大きな課題だと認識しております。ある一方でそれに見合うサービスというのは少ないわけではありますので、これらのための是正というのは取り組んでいかなければならない課題というふうに思っています。そういった中で今ご説明あつ

た部分の今後の改正経緯のお話はそうだろうなというふうには思ったのですが、じゃあちょっとこれ、今特に何かの税制を今いじくりましようという意見をとるわけでもないですよね。要するに是正の方向性として、ある程度偏在を是正しなければいけないというふうには、現段階としては特に法人に関してという認識はしているということ、同時に奈良県の法人の弱さという部分も含めてどのようにすればどう望ましいのかということを検討しなければならぬと思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<竹本委員>

今おっしゃたように確かに偏在も大事なのですが、地方と都市の戦いというよりは、地域間の偏在もあるのですけれども、年度間の波というのも結構大きくて、今ちょうど景気が良いので皆さんすごいこれが良い税金のように見られていますけれども、またリーマンショックのようなことが起こった時に愛知県とかが大変な思いをされましたよね。ですので、やっぱりこれ都市部にとっても必ずしも良い税金だとは私は思わないです。そういった景気の波に対して安定化させるような機能は本来国の仕事ですので、地域の税金としてあまり向いていないということ、やっぱり東京なんかも含めて一緒になって、これでなく、先ほど申し上げたのですけれども、やっぱり地方消費税とのスイッチの方が私は良いのではないのかなというふうに思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<鈴木委員>

この地方法人税の話は解決は中々難しくて。抜本的な解決策は私も地方の地方消費税の充実だと思ってますから、最終的なゴールは国と地方の税源交換だと思っていますから、その結論はすぐ言えるわけですけれども、中々消費税率が上がらなくて地方消費税も上がらないということになると、どうしようかという話になってくるわけです。法人税については、地方だけではなく国も含めた法人税率を引き下げないかしなければならない。アメリカは今回大きく法人税率下げたので、あれでもう環境が一気に変わってしまったわけですね。日本は10年近くかかって税率を10パーセント引き下げてきたのに、アメリカは1年でそれを越えてしまったので。あの大きなマーケット・パワーを持っているアメリカが、日本より税率が低いなんていう話なので、日本も法人税率は下げないかしなければならないということですね。その時にやっぱり地方の部分を下げていくというのが良いのではないかと私は思っておりますけれども、それをどのようにやっていくかという中々難しいところがあるので、あまり具体的に何か提言できるわけではないのですけれども、最終的には地方消費税に向かう前提で経過措置をとって、地方法人税を縮小していくべきなのではないかというふうには思っております。今年の税制改正大綱に書いていることで、どのくらいの改革を狙っているのかがはっきりしないので、1年で何が出来るのかということも中々難しいのですが、とりあえず考えている方向性はそういうことです。

<佐藤委員>

私も今お話があったとおり、実は地方法人税の問題は地方税の問題ではないです。これ

はグローバル化の問題なんですけれど。やっぱり世界の経済、まさにアメリカがここまでやらかしたみたいに国際的租税競争の中にありますので、国は多分更なる法人税の税率の引き下げに向かって行くか、あるいは今回の例えば所得拡大税制ではありませんけれども、ああいう税額控除の拡充をやるわけです。するとこれ連動して地方の税収は減るわけ。法人税割は正に法人税に対する課税ですから、国が税率を下げたり税額控除を増やせばおのずから減るのです。ですからいずれにせよ、地方はこの巻き添えを食うことになるのですね。ある意味そういう意味ではすごく危ない税制なんです。この分野はすごい不幸な歴史を持っていて、一方では格差の問題だとか、先ほどお話しあったように不安定だと言いながら、他方では応益課税だとか、企業は地域社会の一員だとかきれいな事並べ立てて、結局守ってきたという経緯がある。そう言ってる割には一部国税化したり、地方法人特別税入れたりとか何か二股みたい、二重人格みたいなことをやっているんですよ。ちょっと流れとしては、もうそろそろ応益課税の話は横に置いて、たぶん地方として考えなければならぬのは地方法人税の方をまずは拡充していってもらって、国的に言えばこれをあとは償却していくといったら変ですけど税率を下げなければいけないので、そうしたらこれを下げて国レベルで、つまり国で一元化して、つまり法人税関係を法人事業税はちょっと別の理由で横に置いて、法人住民税と法人税を一元化してあとグローバル化に対する対応は国が一元的に管理して税率を下げるなりするというやり方。もちろんこれ交付税の原資なので、交付税減ると困るので原資はちゃんと確保しましょうというのは、これはお約束としてですけども。たぶん流れとしては法人住民税の方を国に移していく、国はそれを今言っている償却させて下げていく、交付税の原資は別からしていくというそういうスタイルかなと。1年間で出来ることと言われるとちょっと困るんですけど、たぶん流れとしてはやっぱり総務省がやる気ですから、法人住民税の国税化の拡充というのはこれはサポートしていいのかなと思います。実は逆に法人事業税の方がややこしくなっていて今、何故かという外形標準課税があるからですね。所得割だけだったら、ほとんど法人税と変わらないので、微妙に違うんですけど、でも外形標準課税がなければこれも併せて国税化って言いたくなくなるんですけど、一方ではこれ地方において今、一応建前上応益課税の原則の元に外形標準化してしまっているんで、その部分を見ると法人事業税の扱いって法人住民税とちょっと税の理論上も違うのかなという感じがしますね。先ほどから議論がありますように、最終的には学者はみんな口を揃えて地方消費税の拡充だというふうに言うのですし私もそう思うんですけど、ただそれはたぶん次のステップになって、本当なら去年上がっているはずだったんですけどね。2019年まで待たなきゃいけないので東京オリンピックのあとに考えましょうと言うしかありません。次のステップで消費税を上げる時、10パーセントから上げる時、ここで考えないといけないことというふうになってくる、そこは奈良県さんの的には行程表を睨んでいくしかないのかなという気はしているのですけれど。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<上村委員>

この地方法人税とか地方法人特別税はかなり歪な税になってしまっていると思います。本来は地域間の財政格差の是正は地方交付税交付金でやればいいということなんですけれど、ところが残念ながら都道府県で言うと東京都が非常に大きい不交付団体になっていて、この不交付団体には交付税の再配分が効かないんですね。地方交付税の地域間財政調整の

限界がきていて、しかも非常に突出して法人関係の税収がきている。なので、やり玉にあがっているのは地方法人課税のところだというように理解しています。改革のあり方は各委員の方々が言われたとおりなのかなと思います。一足飛びに地方消費税化はちょっとできない、これは佐藤委員が言われていた、そのとおりかなと思いますのでまずは国税の方に戻していくのが筋なのかなというように思っております。これも恐らく、4月から総務省の中になんらかの委員会が立ち上がって、12月に向けてなんらかの報告書が出てくるというように思います。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。先生方が言われたとおりなんですけれど、そもそも偏在という時に、さっき消費に応じてだと人口1人当たりにしたら損するところがあるのではないかという話がありましたが、経済力というのはそもそも地域ごとに差があるにもかかわらず1人当たりは絶対等しくないといけけないのか、その経済力の差を反映した部分があってもよいのかなと考えています。常に1人当たり税収という議論が出ていますが、そのどこまでの偏在はあり得るのかということもちょっと念頭に置く必要があるのかなというふうに思います。それから今出ていなかった議論でいうと所得割住民税の部分が全然できてきません。現在は税率を10パーセントにしまっているんで議論がしにくいというか、これ以上触りにくいのかもしれないんですけれど。所得控除の関係で消費税よりは課税ベースは小さいですけど1パーセントで1兆円以上の税収になり、所得課税の場合は消費税みたいに政府が負担したりとかいう部分はないわけで、また負担の逆進性もなく、というところももう少し議論が出てきてよいのになと私個人的にはいつもそう思っているところです。その地方の偏在という時に都市対地方とあるんですけれど、私はどうも東京対東京以外に見えて仕方がなくて、だから交付税でも交付税が不交付なのは東京都だけですから、ということで言うとさっき佐藤先生も言われたもうちょっと法人関係は国税でいいのではないかというのも一つの考え方かと思えます。地域間偏在について30年度大綱に出たものを踏まえて今自由にご議論していただいたということなんですけれども、偏在に関して何か知事の方から。

<荒井知事>

先ほどの人口でやった法人二税は断トツの全国最下位というのは情けないので、何とか偏在是正というレッテルを貼れるかどうかということをお願いしましたが、是正されたら嬉しいなということであることは間違いないのですけれども、それは何故偏在と言えるかどうかという議論と関係いたしますと、地方の元手はやはり住民が原単位になることは多いと、福祉とか色んな教育とかが地方の行政の対象の原単位、支出の原単位は人口割になることは多いと。収入は人口に中々収入の差があるということだと思うんですけれど、人口なのは地方の仕事はそういうにももちろん割り振られていることだからということなんですけれど、社会保障の現場の仕事は地方でやりなさいよと国がなっている。当然そうならざるを得ないと。その時に憲法でいう財源保障をどのように実行してくれるのかというのが国への地方の願い。財源保障は法人税はしないけど消費税で完璧に出来るよと言ったらそういう議論になるのですけれども、あんまり完璧な税目ごとに財源保障するという理論はないと思います。全体として交付税というのはとても大きい額ですけど、先ほど上村先生もおっしゃたように東京都が存在するから交付税のギアが効かない。こんなのはマイナスの交付税を東京都にかけようかというようなこと、どういう理屈でかけようかということのような気が、国税に吸い上げて譲与税というような手法がありますよという

ような感じ。譲与税またこういう還元されている、東京都に還元されているのだから譲与税を払ったらマイナスだけでゼロよというようなことは理論的にはあり得るかもしれませんが、中々言えないだろうなという感じも。それと税の理屈上、消費税は理屈よりも現実の統計把握が大変困難だと。今度は理屈を立てるのが大変困難だなというような印象を持ちます。しかし最初の税源、財源保障をして欲しい。人口基準に行政を展開している立場からはこんなに差があるのはかなわないというのが気持ちで、それを今度の税制改正で大きな動きがありそうな予感いたしますが、奈良県税調としてどのような切り込み方をするのか、私は中々そういう知恵が出ないけれどもどういうふうに切り込めば、税源の是正一辺倒でも中々行かないし、佐藤先生がおっしゃったようなグローバル化の中での法人税とかっていう中で、地方の法人税収のあり方に今一番関心があるわけですが、先ほど地方の法人、地方法人税と国の法人税とどのような性格をおわせるのかというのは、私はまだよくわかりませんが、関係する要素が非常に片手の指ほどはあるのかなという印象を持ちました。単純に言えば結果オーライで人口当たりの税収が増えれば有り難いなとまだそのレベルの願いはありますけれども、それ以上の理屈はまだ何かあるかもしれない。中々この世界は難しいなと、そこで別に奈良県のためだけの税理論、税の理屈を立ててもらっていただいても構いませんので外に通る理屈で勝負して、それが訴えが功を奏したということですから、法人税もなるほど理屈があるなというように立てて、その結果が地方消費税は奈良県損しても理屈が立てばいいというぐらいに。損はしないだろうと思って言っていたんですけど。損しても理屈が立てばいいとまでちょっと大胆に言えなくて、いいように結果オーライになるように願いつつ良い理屈が立つようにというふうにと思っています。

<林座長>

どうもありがとうございます。今2月の税制調査会でですね、実はもう1回税制調査会を3月に予定しております、今日の議論を踏まえて次回の調査会において奈良県税制調査会からの意見という形を取りまとめさせていただくというふうに、ちょっと予定しておりますけれどもこの点について、みなさんよろしいでしょうか。

<全委員>

はい。

<林座長>

はい、ありがとうございます。そうしましたら、それはどうなんですかね。ちょっと前もって意見書こういう、それは初めてこの場で見てっていうようなのではないですよ。

<一松副知事>

それはないです。

<林座長>

前もってということですよ。またそれぞれご相談があるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。ということで今日は時間通りでした。本日の議事は終了しましたので事務局にお返しいたします。どうもありがとうございます。

以上